

なぜ「応能負担」ではいけないのですか？

- 所得の低い方々については、低い定額の上限制、個別の減免制度や、社会福祉法人による定額上限額の半減措置など、実質的な応能負担となっています。
- しかし、サービス量のそれほど多くない方は、応能負担制ですと、負担能力が高いからという理由で多くの負担を求められることとなります。
- 定率負担制は、障害福祉サービスを、**全ての人が受けられるユニバーサルなものへと変革し、公平感と納得感のある制度**です。
- 利用したサービスの1割を負担するのですから、当然サービスの内容が負担に見合うものかどうか、**利用者の目が光ります。必然的にサービスの質の向上につながります。**

ホームヘルプを利用する場合① ・月10時間(身体介護)(事業費約4万円)

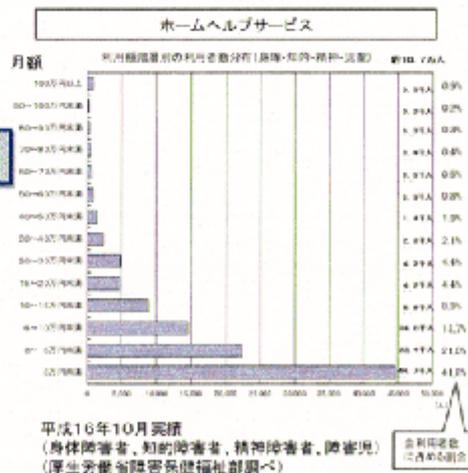
	負担し前	負担し後
課税 (年収560万円**)	4,600円	4,000円
障害基礎年金1級受給 (月給:3万円)	0円	4,000円
障害基礎年金2級受給 (月給:6万円)	0円	4,000円

ホームヘルプを利用する場合② ・月125時間(日常生活支援)(事業費約22万円)

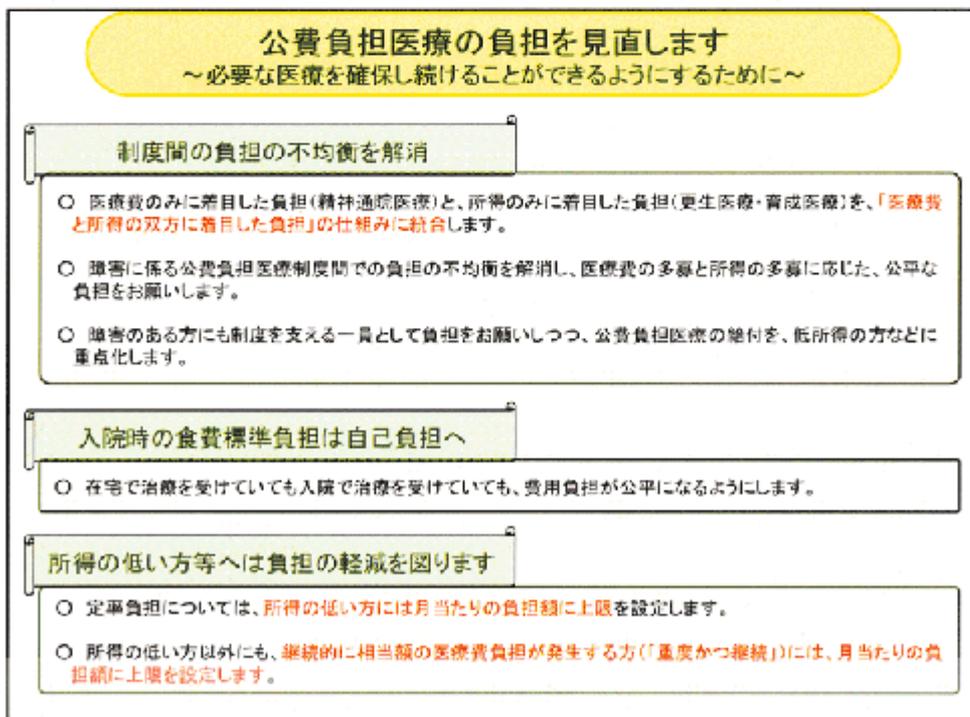
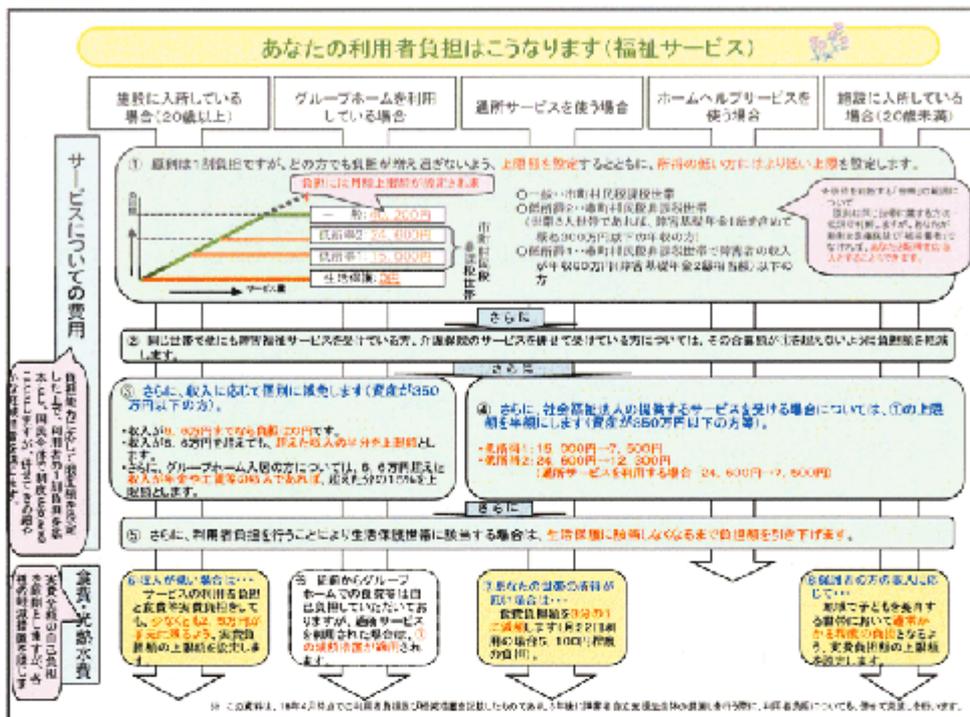
	負担し前	負担し後
課税 (年収560万円**)	4,600円	22,000円
障害基礎年金1級受給 (月給:3万円)	0円	22,000円(100%) ↓ 12,800円(58%)
障害基礎年金2級受給 (月給:6万円)	0円	22,000円(100%) ↓ 7,500円(3%)

社会福祉法人減免*

ホームヘルプサービスの「利用額ごとの利用者数分布」



* 福利施設・社会福祉法人減免は所得が一定額以下の方を対象。
** 年収560万円は2005年10月1日現在の標準所得額(2005年度)を指す。



安心装置1

1ヶ月負担打止め

① 原則は定率10%負担ですが、医療保険の自己負担限度額によって負担が増え過ぎることにはならず、さらに、**所得の低い方には月当たりの負担額に上限を設定**します。

- ・生活保護世帯の方なら、0円
- ・市町村民税非課税世帯で障害基礎年金2級(月6.6万円)のみ受給程度の収入の方なら、2,500円まで
- ・市町村民税非課税世帯の方なら、5,000円まで

※ 自立支援医療の「世帯」の範囲：医療保険単位(=異なる医療保険に加入している家族は別「世帯」として扱う)

安心装置2

「重度かつ継続」な方への配慮

② 所得の低い方以外についても、**継続的に相当額の医療費負担が発生する方(「重度かつ継続」)**には、**月当たりの負担額に上限を設定**します。

<上限額>

- ・市町村民税課税で市町村民税額(所得割)が2万円未満の世帯の方なら、5,000円まで
- ・市町村民税額(所得割)が2万円以上20万円未満の世帯の方なら、10,000円まで
- ・市町村民税額(所得割)が20万円以上の世帯の方なら、20,000円まで(経過措置)

<当面の「重度かつ継続」の範囲>

- ・疾病等から対象になる者
 - 精神通院医療：統合失調症、躁うつ病(狭義)、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)
 - 精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- 更生・育成医療：腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害
- ・疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - 精神・更生・育成：医療保険の多数該当の者

事業者・施設の皆さん 前向きに考えてみませんか

～利用者本位・規制緩和の視点で
サービス体系を見直すことは～

- 護送船団方式ではなく、意欲を持った事業者、施設にとっては、利用者のニーズを見据えて事業を展開するチャンスです。
- 法定外施設から法定施設へ、単独事業経営から多機能型経営へ、変革が可能になります。
- 地域の社会資源(空き店舗、空き教室)の活用、企業との連携などにより、より地域に開かれた事業者、施設となります。

来年10月から
全面的に変わる

新たな障害福祉サービス の体系はこうなる

